**「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの利用申出書（匿名データ）**

様式２（別添３）

**匿名データ利用における適正管理措置の内容**

本書類は、様式２－１（別添２）に記入した利用場所ごとに１枚ずつ提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用場所番号  **（※別添２で記入した丸数字を記入してください。）** |  | |
| 利用場所  **（※建物の名称及び研究室名まで記入してください。）** |  | |
| 当該利用場所での利用者（全員）  **（※左欄に別添２で記入した区分、右欄に氏名を記入してください。）** |  |  |

**(1) 匿名データの貸与に際しての適正管理の確保**

適正管理の確保に係る以下の各措置について、具体的に該当することを確認した項目の□にチェックを付けてください。また、チェックを付けた項目において具体的な内容の記入が求められている場合は、それも記入してください。

**①人的管理措置**

**（注）各項目のローマ数字（小文字）はガイドライン（匿名データ編）第３の２(1)①に対応しています。**

□　（ⅰ）匿名データの適正な取扱いについての理解と関係規定の遵守の徹底が図られるよう、利用者に対して必要な教育が行われている。

□　（ⅱ）匿名データの保管及び管理は、利用者のうち第４の３に規定する研究者及び大学院生等が行うこと。

□　（ⅲ）第４の３に規定する研究者及び大学院生等以外の利用者がいる場合、当該利用者については研究者及び大学院生等の管理下において匿名データを利用することとしている。又は、第４の３に規定する研究者及び大学院生等以外の利用者はいない。

**②物理的管理措置**

**（注）各項目のローマ数字（小文字）はガイドライン（匿名データ編）第３の２(1)②に対応しています。**

□　（ⅰ）匿名データの利用、保管及び管理場所は、申出書に記載された施錠可能な物理的な場所（日本国内）に限定されている。

□　（ⅱ）匿名データの利用、保管及び管理場所には、第三者の無断立入りを防ぐ対策を講じるとともに、入退管理を実施することとしている。

□　（ⅲ）匿名データが保存されている端末等の重要な機器について、盗難防止用のチェーンを設置するなど、盗難防止のための措置を講ずることとしている。

□　（ⅳ)匿名データが保存されている端末等の重要な機器を破棄する場合、必ず専門的な知識を有する者が行うこととし、読み出し可能な情報がないことを確認することとしている。

**③技術的管理措置**

**（注）各項目のローマ数字（小文字）はガイドライン（匿名データ編）第３の２(1)③に対応しています。**

□　（ⅰ）匿名データは、あらかじめ申出書に記載された利用者のみが使用することとしている。匿名データにアクセス可能な者が申出書に記載された利用者に限定されるよう、匿名データを利用、保管及び管理する情報システムに識別や主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策を講ずることとしている。

□　（ⅱ）匿名データの利用、保管及び管理に際しては、インターネット等の外部ネットワークに接続した情報システムを使用しないこととしている。

□　（ⅲ）貸与された匿名データ１セットについて、別の記憶装置に複写・保存する行為は１回に限定し、当該記憶装置の保存・複製ファイルが消去されない限り、別の記憶装置への複写・保存をしないこととしている。

□　（ⅳ）匿名データを利用、保管及び管理する情報システムには、適切に管理されていないメディアを接続しないこと。また、匿名データを利用する情報システムにメディアを接続する場合には、ウイルスチェック等の検疫措置を講ずることとしている。

□　（ⅴ）匿名データの利用の終了後には、情報システム内に記録された匿名データに関する情報及び中間生成物を消去することに加え、消去後に当該機器を外部ネットワークに接続する際にはあらかじめコンピュータウイルス等の有害ソフトウェアがないか検索し、ファイアーウォールを導入し、適切なアクセス制御を実施するなど、安全対策に十分配慮することとしている。

**(2) 中間生成物に係る適正管理措置**

ガイドライン（匿名データ編）第３の２(2)に定める「集計していない形式のファイルでない中間生成物」について、該当する方にチェックを付けてください。

□　「集計していない形式のファイルでない中間生成物」を利用者間でオンラインを介して受け渡すことを予定している。

**「予定している」場合、運用管理規程を定め、申出書に添付して提出してください。**

□　「集計していない形式のファイルでない中間生成物」を利用者間でオンラインを介して受け渡すことを予定していない。